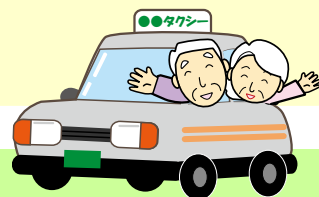


「相乗りタクシー利用助成券」申請のご案内

【三次市相乗りタクシー事業とは】

バスや鉄道が走っていない地域の住民を対象に、タクシーを公共交通としてバスや鉄道代わりに複数人で利用する方へ、料金の一部を助成するものです。

※要件に該当する方へ助成券を発行します。



■ 交付を受けられる要件

● 次の要件を満たす方が、助成券の交付を受けられます。

- ・ 20 歳以上の方
- ・ 最寄りのバス停や駅から 700m 以上離れた場所に住み、次（ア、イ）のいずれかの要件を満たす方 ※場所の基準はご自宅となります。
（旧三次市管内のみ）
 - ア）運転免許を持っていない方
 - イ）運転免許を持っているが、利用できる自動車・バイクがない方

■ 助成券の申請方法

● 「相乗りタクシー利用助成券」の交付を希望する場合は、交付申請書（別紙）に必要事項を記入して、次のところに提出してください。

＜提出先・お問い合わせ先＞

三次市 地域共創部 まちづくり交通課
〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号
電話 (0824) 6 2 - 6 2 4 7



■ 助成券の受取方法

● 申請者が必要な要件を満たしているかを審査し、要件に該当することが確認できたら、「相乗りタクシー利用助成券」を郵便でご自宅にお送りします。

■助成券の金額

- バス停や駅までの距離に応じて、次の金額を助成します。

ご自宅から、いちばん近い バス停や駅までの距離	助成券の交付枚数（金額） ※4月～6月に申請した場合
700m 以上 2km 未満	1 年間に 300円券 × 100枚 (30,000円分)
2km 以上	1 年間に 300円券 × 200枚 (60,000円分)

※申請する月により助成する金額は異なります。

※三次市福祉タクシー等事業の対象者の方には、当該助成額を除いた額を助成します。

「三次市相乗りタクシー利用助成券」の使い方

- 2人以上（ご家族でも可）でタクシーを利用する。



- タクシーを降りる時の運賃の支払いの際に、助成券を渡す。

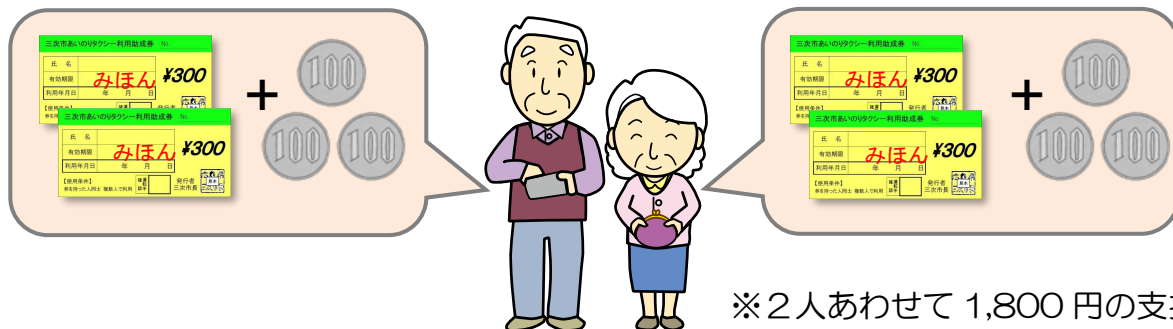
※1 回に利用できるのは1 人2 枚（300 円×2 枚）まで



- 不足分は現金で支払う。

(例えば) 助成券を持つ2人が同乗して、運賃が1,800 円の場合

- ・助成券が使える枚数は1回あたり1人2枚(600円分)なので、2人が同乗した場合は4枚(1,200円分)使えます。
- ・そのため現金での支払いは、足りない600円(1人300円)です。



※2人あわせて 1,800 円の支払い